

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却用海水配管のサポート点検時、タービン建屋地下サポート（1箇所）取付ナットの廻り止めに溶接不良が認められたため、当該部を修理	C	
2	1号機	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査要領書において、誤記（検査体制表助勢員氏名）が認められたため、当該要領書を訂正及び対応検討	C	
3	2号機	廃棄物地下貯蔵設備の局所空調機において、ファンにトリップ事象が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉建屋換気空調系給気冷却コイル（B）系の入口冷却水配管ドレン弁において、シートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	活性炭ホールドアップ装置冷却塔散水ポンプ（B-A・B）試運転時、過負荷トリップ事象が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
6	2号機	原子炉格納容器内温度記録計において、打点番号7番（安全弁周囲温度）の指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	3号機	所内変圧器（A）及び（B）の非相分割母線サポート用基礎において、コンクリートの一部にひび割れ等が認められたため、当該基礎を点検・修理	D	
8	4号機	主タービンリフトポンプ（C・E）ポンプの定例試験時、油圧確立ランプに点灯不良が認められたため、当該ランプ回路等を点検・修理	D	
9	4号機	制御棒（30-19）の1ノッチ挿入時、ラッチ不良（挿入時長押し操作で良）が認められたため、対応検討	C	
10	4号機	廃棄物地下貯蔵設備・使用樹脂貯蔵タンクレベル検出器の計装ケーブル接続部において、接続状態に不良（芯線露出）が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
11	5号機	所内ボイラ戻り重油流量指示計（A）点検時、指示値の不良が認められたため、当該指示計を交換	D	
12	集中環境施設	雑固体焼却設備大気汚染監視装置SO <sub>2</sub> 分析計の点検時、指示不良が認められたため、当該SO <sub>2</sub> 計を修理	D	
13	集中環境施設	設備機器点検用の携帯用振動計の定例メーカー校正時、指示値の精度外が認められたため、対応検討	D	
14	集中環境施設	高温焼却炉管理区域建屋換気系冷凍機（A）ファン用電動機の点検時、シャフト・プーリ間の嵌め合い管理値に外れが認められたため、当該プーリを交換	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉管理区域建屋換気系冷凍機（A）圧縮機クランクケースヒータの点検時、絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該ヒータを交換	D	
16	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（A）吐出側ドレン配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
17	その他	中型使用済燃料乾式キャスク（2D）の蓋間圧力測定装置（1系）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該装置を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで